

平成十四年三月十八日提出
質問第四五号

「核兵器廃絶条約」に関する質問主意書

提出者
山田敏雅

「核兵器廃絶条約」に関する質問主意書

① 一九九六年七月八日に国際司法裁判所が「核兵器の威嚇及び使用は一般的に国際法違反である」と発表したが、これについて外務省はどのような見解であるか。

また、外務省としてどのような行動をとったのか。

② 「核兵器廃絶条約」に関して、我が国は、今後どのような順序と方法をもって進めていくのか。具体的にお答えいただきたい。

右質問する。